

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. ワークアップ株式会社（以下、「当社」といいます）は、個別サービスとして、GreenWiMAX2+（以下、「本サービス」といいます）を、GreenWiMAX2+契約約款（以下、「本約款」といいます）に基づき、次条に定める契約者に提供します。
2. サービスの利用を希望する者（以下、「利用希望者」といいます。）及び契約者は、本約款を読み、理解し、同意した上でサービスの利用を申込み、又は利用するものとします。
3. 本サービス使用はグリーンネット会員と、GreenWiMAX2+会員に属するものとします。
4. 当社が契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本約款の一部を構成するものとします。当社が当社のWEBサイトやパンフレット等に表示する、本サービスの利用上の注意事項または利用条件等も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。

第2条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線基地局設備	無線機器（アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備をいいます。以下同じとします。）との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
契約者	当社と利用契約を締結した者
WiMAX2+回線	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
LTE回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いてLTE基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線

利用契約	契約者が当社から本サービスの提供を受けるための契約
UIMカード	電話番号その他の情報を記憶してWiMAX2+機器に装着して使用するICカードであって、UQ通信サービスの提供のために当社がUQ契約者に貸与するもの
提供開始日	会員契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第3条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面の送付又は当社のホームページへの掲載など、当社が適当と判断する方法により随時これを行います。
2. 前項の通知は、(1)電子メールの送信により行う場合は、当社が発信した時点、(2)当社のホームページへの掲載により行う場合は、当該通知の内容を掲載した時点をもって、会員に到達したものとみなします。
3. 利用希望者及び契約者は、本サービスの申込み時、利用契約の一部又は全部の変更時、並びに利用契約の更新時において、法令等に定める説明事項の表示、契約書面の交付並びに自動更新の通知を、当社が利用希望者又は契約者に対して、電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載等の電磁的方法により行うことを、予め承諾するものとします。なお、利用希望者又は契約者は、契約書面の書面による交付を希望する場合には、その旨を当社に申し出るものとします。

第4条 (約款の変更等)

1. 当社は、会員の下承を得ることなく本約款等の内容を変更することができるものとします。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 改定後の本約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のWebサイト等に表示した時点より、効力を生じるものとします。
3. インターネットまたは当社が提供する手段を通じ随時会員に対して発表される諸規定は、本約款の一部を構成し、会員はこれを承諾するものとします。
4. 契約者は、電気通信事業法及びこれに付随する規則、命令、告示、通達、ガイドライン並びにその他の法令等(併せて以下「法令等」といいます。)に別段の定めがある場合を除いて、本規約等の変更についての効力が生じた後に、本サービスを利用した場合、当然に変更後の本約款等について承諾したとみなされるものとします。

第2章 契約

第5条 (本サービスの種類)

本サービスには、料金表第一表に定める種類があります。

第6条（契約申込の方法）

1. 利用希望者は、オンラインサインアップ（当社所定の Web サイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。）により、利用希望者に関する情報として当社が定める情報を届出ること、当社に対し、本サービスの利用を申込みものとします。当社はその契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
2. 当社は、本サービスの利用希望者が、本サービスの利用を申し込んだときは、利用希望者が、本約款の内容を承認しているものとみなします。

第7条（契約申込の承諾）

1. 当社は、前条の申込みを受付け、必要な審査・手続等を経た後に、当社所定の方法により利用申込みに対する諾否を決定します。
2. 当社は、当社の裁量により、いつでも、利用希望者についての審査を行うことができるものとします。当該審査の結果、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該利用希望者の本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 利用希望者又は契約者が実在しないこと
 - 2) 申込みをした時点で、本規約の違反等により契約者の資格又はサービス提供の停止等の処分中であり、又は過去にこれらへの違反等で利用契約を解除等されたことがあること
 - 3) 申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったこと
 - 4) 申込みをした時点で本サービスの、いずれかのサービスの利用料金の支払を怠っている、又は過去に支払を怠ったことがあること
 - 5) 申込みの際に決済手段として届け出たクレジットカードがクレジットカード会社により無効扱いとされていること
 - 6) 未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、又は申込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったこと
 - 7) 第 24 条第 1 項各号に掲げる者に該当する、又は該当するおそれがある場合
 - 8) 本サービスの提供を含む当社の業務の遂行上又は技術上支障があるとき
 - 9) 当社が提出を求めた本人確認書類等を提出しないとき
 - 10) 前各号のほか、明らかに不適切であると当社が認めるとき
3. 当社が利用希望者の本サービス利用申込みを承諾しない場合でも、当社は審査の内容、利用申請を承諾しない理由その他審査に関する事項を開示する義務を負わないものとし、かつ、利用希望者又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。
4. 利用希望者が、当社の定める方法に従って本サービスへ申込みをし、利用希望者に対し、当社が契約アカウント等を発行した時点で、当社と利用希望者との間に本サービスの利用契約が成立し、利用希望者には、契約者の資格が与えられるものとします。なお、契約者の資格は、利用契約が本規約の理由によって終了したときは、当然に消滅するものとします。

第8条（契約者の氏名等の変更の届出）

1. 契約者は、氏名、名称、住所、電話番号、または本サービスの利用料金の決済に用いる支払い手段の変更、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものと

します。

2. 前項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条（利用契約に基づく権利の譲渡の禁止）

契約者が会員契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第10条（利用契約に係わる契約の承継）

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
4. 契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第8条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

第11条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者がサービスを解約する場合は当社所定の方法にて当社に届出るものとします。当社は、毎月10日までに受け付けた当該解約届出について、当該利用契約はその月の末日をもって解約されるものとします。
2. 接続サービスが、法令等に定める初期契約解除制度の対象である場合には、前項の規定は適用されないものとします。契約者は、初期契約解除制度に基づいて接続サービスを解約しようとする場合には、法令等に定める期間内に、当社に対し、簡易書留、特定記録郵便等の発送日が明確になる方法で、書面により、初期契約解除の申出を行うものとします。この場合、書面の発送日をもって初期契約解除の効力が生じるものとします。
3. 第1項又は前項により利用契約を解約した場合であっても、契約者は、その利用期間中にかかる料金等の支払義務を免れることは出来ないものとします。この場合、当社は、契約者に対して、解約の方法、解約の時期等に応じて、サービスごとに別途指定する料金等を請求するものとします。

第12条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第24条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第24条（利用停止）規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第三者より差押え、仮差し押え、仮処分、強制執行、競売の申立があったこと、契約者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立をしたこと又は第三者が申し立てたこと、契約者の資産、信用状況が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があること、その他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。

4. 当社は、前3項の規定によるほか、契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その利用契約に係わる本サービスが利用されないものと認めるときは、死亡の事実を確認した日をもってその利用契約を解除するものとします。
5. 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第13条（契約の終了）

会員契約は、その契約に属する利用契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

第3章 無線機器の利用

第14条（UIMカードの貸与）

1. 当社は、WiMAX2+サービスの提供に際し、契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の利用契約につき1とします。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第15条（電話番号その他情報の登録等）

当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録を行います。

第16条（UIMカードの情報消去および破棄）

契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切りこみを入れ、これを破棄していただきます。ただし、契約者は、当社から特段の指示があった場合には、当社にそのUIMカードを返却していただきます。

第17条（UIMカードの管理責任）

1. 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. 契約者は、UIMカードの盗難、紛失または毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3. 当社は、第三者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。
4. 当社は、UIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。
5. 契約者は、当社が契約者に対しUIMカードの再発行を行った場合、当社の請求に応じて速やかに当該費用相当額を当社に支払うものとします。

第18条（UIMカード暗証番号）

1. 契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードに、UIMカード暗証番号（UIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします）を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。
2. 契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第19条（WiMAX2+機器の接続等）

1. 契約者は、WiMAX2+サービスに係る契約者回線にWiMAX2+機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにWiMAX2+サービスに係る契約者回線に接続することができるもの）に限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、その接続の請求をしていただきます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - （1）その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - （2）その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
3. 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - （1）事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
 - （2）事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
4. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
5. 契約者が、そのWiMAX2+機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。
6. 契約者は、その契約者回線へのWiMAX2+機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

第20条（無線機器に異常がある場合の検査等）

1. 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
2. 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
3. 契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

第21条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

1. 契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
2. 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
3. 契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

第22条（無線機器の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条の規定に準ずるものとし

す。

第4章 利用中止および利用停止

第23条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には通信サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第27条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
2. 当社は、前項の規定により通信サービスを中止するときは、当社が別に定める方法により、予めそのことを契約者に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第24条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、通信サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 支払いの事実を確認できないときを含みます。
 - (2) 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 第8条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の通信サービスに係る料金その他の債務又（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (5) 契約者がその通信サービスの利用において第45条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたととき。
 - (6) 第20条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
 - (7) 第21条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第22条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
 - (8) その他当社が必要と判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめ利用停止をする日をその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第5章 通信

第25条（インターネット接続サービスの利用）

1. 契約者は、インターネット接続サービス（通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。
2. 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第26条（通信の条件）

1. 当社は、通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行

うことができない場合があります。

2. 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
3. 通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
4. 通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. 契約者は、1の契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
6. 契約者は、1の契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。
7. 電波状況等により、通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第27条（通信利用の制限）

1. 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記3の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2. 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) WiMAX通信について、1の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。
 - (2) WiMAX2+通信及びLTE通信について、当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたとき当社が認めた場合に、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - (3) WiMAX2+通信及びLTE通信について、1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含み、WiMAX2+通信とLTE通信の双方の情報量を合算したものとします。)が7,516,192,768バイト(7ギガバイト)を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の伝送速度を最高128Kbit/sに制限すること(以下「WiMAX2+総量規制」といいます。)
 - (4) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあるとき当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
3. 当社は、前条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断したWiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。
 4. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第6章 料金等

第28条 (利用料金)

通信サービスの料金は、料金表第1表に規定する基本使用料、契約解除料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、WiMAX機器料金、支払手数料及び督促手数料とします。

第29条 (基本料金の支払い義務)

1. 契約者は、その契約の申込み月から、契約解除月までの期間について、料金表に規定する基本使用料の支払いを要します。ただし、本約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により通信サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、当月分の基本料金が発生します。また、利用が停止していた期間についても、日割り計算等はいりません。
3. 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。その際の振込手数料は契約者負担とするものとします。

第30条 (利用料金の支払い義務)

1. 契約解除料
契約者は、契約期間の設定されたプランにおいて、更新期間外に解除があったときは、料金表(契約解除料)に規定する契約解除料の支払いを要します。

2. LTE オプション

契約者は、WiMAX2+サービスにおいて、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた月について、料金表(LTEオプション料)に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

3. ユニバーサルサービス料

契約者は料金月の末日が経過した時点でWiMAX2+サービスの提供を受けていたときは、料金表(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

4. 手続きに関する料金

契約者は、WiMAX2+通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。

5. WiMAX機器料金

契約者は、有償端末の購入時にその料金の支払いを要します。

6. 支払手数料及び督促手数料の支払義務

契約者は、当社が払込票(当社が指定する店舗において料金等を支払う際に必要となる書面をいいます。以下同じとします。)を発行したときは、料金表(支払手数料)に規定する支払手数料の支払いを要します。

契約者は、当社が督促通知(料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。)を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表(督促手数料)に規定する督促手数料の支払いを要します。

第31条 (料金の計算および支払い)

1. 料金の計算方法ならびに料金の支払方法は、料金表に規定するところによります。なお、契約者が支払いを要する料金の額は、料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。
2. 当社は、契約者がその利用契約に基づき支払う利用料のうち、基本使用料、ユニバーサルサービス料等は料金月(その通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を開始した日を含む料金月とします)に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

第32条 (割引の取扱い)

契約者は、その利用契約の種別・時期により、別記に定める他、料金表に規定する料金額および当社が別に定める内容および条件で割引を受けることができる場合があります。

第33条 (利用料の日割り)

当社は、利用料のうち月額で定める料金について、日割り計算は行いません。

第34条 (債権の譲渡)

1. 契約者は、その通常料金契約に基づき生じたすべての債権について、当社が料金回収会社に譲渡することを承諾していただきます。
2. 前項の譲渡に関して、契約者は、あらかじめ次の各号について同意していただきます。
 - (1) 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が料金回収会社に提供すること。
 - (2) 料金回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、料金回収会社から当社へその旨の通知を受けること。
3. 第1項の場合において、当社及び料金回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします

第35条（債権の買い戻し）

1. 当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、料金回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。
2. 前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び料金回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

第36条（料金等の請求）

当社は、当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

第37条（料金等の支払い）

1. 契約者は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、あらかじめ規定する支払方法のいずれかを指定していただきます。
2. 契約者は、通常料金契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。
3. 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
4. 当社は、通常料金契約に係る料金等の支払いについて、前項の規定により指定した支払方法にかかわらず、その払込票を使用して料金等を支払っていただく場合があります。

第38条（期限の利益喪失）

1. 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社及び料金回収会社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。
 - (1) 契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。
 - (2) 契約者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

- (5) 契約者の所在が不明であるとき。
 - (6) その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
2. 契約者は、前項に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかにUQ通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第39条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.6%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第7章 保守

第40条（契約者の維持責任）

1. 契約者は、端末設備または自営電気通信設備を、技術基準および技術的条件（昭和 60 年郵政省令第 31 号）等に適合するよう維持していただきます。
2. 前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります）または自営電気通信設備（移動無線装置に限ります）を、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

第41条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
3. 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第8章 損害賠償

第42条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表（基本使用料）に規定する料金

- (2) 料金表最大料金額が規定されている場合においては、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均パケット通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)。
3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

第43条 (免責)

1. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
2. 当社は、本約款の変更により端末設備または自営電気通信設備の改造または変更(以下、本条において「改造等」といいます)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備または自営電気通信設備の改造等を行わなければならないときは、当社は、その変更に係る端末設備または自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

第9章 その他

第44条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第45条 (利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 移動無線装置を分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは移動無線装置の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意にその他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 位置情報(無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
 - (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。
 - (6) その他以下の禁止行為に該当する行為をしないこと。

- (ア) 電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為
 - (イ) (ア)のほか、当社もしくは他社のインターネット関連設備の利用もしくは運営、または他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為または与えるおそれがある行為
 - (ウ) 無断で他人に広告、宣伝もしくは勧誘する行為または他人に嫌悪感を抱かせ、もしくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載もしくは転載する行為
 - (エ) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
 - (オ) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
 - (カ) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
 - (キ) 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (ク) 猥褻、虐待等、児童および青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載または掲載する行為
 - (ケ) 無限連鎖講(ネズミ講)もしくはマルチまがい商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (コ) 連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に違反する行為
 - (サ) インターネット接続機能により利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
 - (シ) ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、または掲載する行為
 - (ス) 犯罪行為またはそれを誘発もしくは扇動する行為
 - (セ) (ア)から(ス)のほか、法令または慣習に違反する行為
 - (ソ) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
 - (タ) 本サービスの申込みにあたって虚偽又は不実の内容を告げる行為
 - (チ) その他、当社サービスの運営を妨げる行為
 - (ツ) 上記(チ)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為
2. 当社は、1の契約者回線から1日当たり1,000通以上の電子メールの送信が行われたときは、前項(6)(ア)又は(6)(イ)に該当する行為がなされたものとして取り扱います。
 3. 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

第46条 (契約者に係る情報の利用)

1. 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社および協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求等、当社および協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます)で利用します。
2. 当社は、以下(1)に定める目的のため、当社が指定する契約(以下、「対象契約」といいます)の契約者(申込者含む)に関する個人情報を、当社が加盟する個人信用情報機関(以下、「加盟個人信用情報機関」といいます)ならびに、与信業務等に関して提携する企業(以下、「提携企業」といい、加盟個人信用情報機関と提携企業をあわせて「加盟個人信用情報機関等」といいます)に、契約者が当社に登録している情報を提供することがあります。
 - (1) 目的

- (ア) 契約者の対象契約に関する契約および継続可否審査
 - (イ) 契約者の対象契約に関する代金の支払能力調査
3. 前項に定める他、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第47条（法令に規定する事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第48条（協議）

本約款に記載のない事項および記載された事項について協議が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。

第49条（合意管轄裁判所）

この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第50条（準拠法）

本約款に関する準拠法は、日本法とします。

料金表

第1表 本サービスに関する料金

- ご契約時に事務手数料が発生いたします。事務手数料は、初回請求金額に合算して請求いたします。
- 月の途中で契約、解約された場合でも、日割りでの請求は行いません。当月分を請求いたします。
- 完全定額プラン、2年完全定額プランは、当月の「WiMAX 2+」「au 4G LTE」の通信量の合計が7GBを超えた場合に、当月末までの「WiMAX 2+」「au 4G LTE」の通信速度を送受信最大128kbpsに制限します。通信速度の制限は、翌月1日に順次解除されます。また、ネットワーク混雑回避のため、前日までの直近3日間で「WiMAX 2+」「au 4G LTE」の通信量の合計が10GB以上となった場合、「WiMAX 2+」「au 4G LTE」の通信速度を翌日にかけて制限します。
- 完全定額プラン【ギガ放題】、2年完全定額プラン【ギガ放題】の場合は、月間のデータ利用量による速度制限はありません。ただし、LTEオプション対応機種にて、「ハイスピードプラスエリアモード」での「WiMAX 2+」および「au 4G LTE」の当月の通信量の合計が7GB以上となった場合、当月末までの「WiMAX 2+」および「au 4G LTE」の通信速度が送受信最大128kbpsとなります。なお、この制限が適用された後は「ハイスピードモード」の「WiMAX 2+」通信もその制限の対象となります。また、ネットワーク混雑回避のため、前日までの直近3日間で「WiMAX 2+」「au 4G LTE」の通信量の合計が10GB以上となった場合、「WiMAX 2+」「au 4G LTE」の通信速度を翌日にかけて制限します。

プラン名	IP	基本使用料	事務手数料	契約期間
完全定額プラン Flat ツープラス(完全定額)	動的 IP	5,240 円	3000 円	期間指定なし※1
	固定 IP	6,440 円	5000 円	期間指定なし※1
完全定額プラン【ギガ放題】 Flat ツープラス(完全定額)【ギガ放題】	動的 IP	5,924 円	3000 円	期間指定なし※1
	固定 IP	7,124 円	5000 円	期間指定なし※1
2年完全定額プラン Flat ツープラス(2年完全定額)	動的 IP	4,190 円※4	3000 円	24ヶ月間※2、3
	固定 IP	5,390 円※4	5000 円	24ヶ月間※2、3
2年完全定額プラン【ギガ放題】 Flat ツープラス(2年完全定額)【ギガ放題】	動的 IP	4,874 円※4	3000 円	24ヶ月間※2、3
	固定 IP	6,074 円※4	5000 円	24ヶ月間※2、3

※表記は税抜きです

※1 期間指定無しのプランの為、契約解除料は発生しません。

※2 課金開始日を含む月を1ヶ月目とした24ヶ月間を契約期間とします。契約満了月(利用開始から24ヶ月目)の末日もしくは、更新月(満了月の翌月)以外に解約される場合は解約契約解除料が発生します。

※3 解約のお申し出がない場合、更に2年間を契約期間として、自動更新となります。

※4 「お得割」および「長期割」適応価格です。「お得割」は最大25ヶ月間の割引、26ヶ月以降は自動的に「長期割」が適応され、以降24ヶ月ごとの自動更新となります。

第2表 契約解除料

「2年完全定額プラン」の通常プラン、或いは「ギガ放題プラン」は、課金開始日を含む月を1ヶ月目とした25ヶ月間を契約期間とします。課金開始日を含む月を1ヶ月目として、24ヶ月目を「満了月」、25ヶ月目を「更新月」とします。契約満了月の末日または更新月以外に解約されると、課金開始日を1ヶ月目として、下表のとおり契約解除料が発生します。

料金プラン解約のお申し出がない場合、更に2年間を契約期間として、自動更新とされます

契約期間	1～13ヶ月	14～24ヶ月	26ヶ月以降
契約解除料	19,000 円	14,000 円	9,500 円

※表記は税抜きです

第3表 LTE オプション料

ハイスピードプラスエリアモードで接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。

月の途中の加入、または解約の場合であっても日割りは行いません。

区分	料金
LTEオプション料	1,005 円

※表記は税抜きです

第4表 ユニバーサルサービス料 1 契約ごと月額

区分	料金
ユニバーサルサービス料	3 円

※表記は税抜きです

第5表 手続きに関する料金

区分	単位	料金
事務手数料	1 契約ごと	固定 IP 5,000 円 動的 IP 3,000 円
UIM カード再発行手数料	1 枚ごと	2,000 円
WiMAX 機器登録料	1 登録ごと	100 円

第6表 支払い手数料 払込用紙 1 枚ごと

区分	料金
支払い手数料	315 円

第7表 督促手数料 1 督促ごと

区分	料金
督促手数料	200 円